

1. 議事日程（平成27年第1回北広島町議会定例会）

平成27年3月24日
午前10時開議
於 議 場

日 程 第 1	常任委員会委員の選任について
日 程 第 2	議会運営委員会委員の選任について
日 程 第 3	議会広報特別委員会委員の選任について
日 程 第 4	閉会中の継続審査の申し出
追加日程第1	議長の辞職について
追加日程第2	議長の選挙
追加日程第3	副議長の辞職について
追加日程第4	副議長の選挙
追加日程第5	議席の一部変更
追加日程第6	広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職について
追加日程第7	広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
追加日程第8	議長の常任委員会委員の辞職について

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 浜 田 芳 晴	2 番 中 田 節 雄	3 番 久 茂 谷 美 保 之
4 番 藤 堂 修 壮	5 番 梅 尾 泰 文	6 番 森 脇 誠 悟
7 番 柿 原 徳 則	8 番 室 坂 光 治	9 番 中 村 勝 義
10 番 伊 藤 久 幸	11 番 真 倉 和 之	12 番 藤 井 勝 丸
13 番 蔵 升 芳 信	14 番 田 村 忠 紘	15 番 美 濃 孝 二
16 番 大 林 正 行	17 番 宮 本 裕 之	18 番 加 計 雅 章

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 佐 伯 孝 之 議会事務局 中 川 和 美

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（加計雅章） おはようございます。ただいまの出席議員は18名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりです。ここで、昨日の本会議における発言の訂正の申し出がありますので、これを許します。5番、梅尾議員。
- 5番（梅尾泰文） 昨日の発議第3号の北広島町議会基本条例の中で、条文は皆さんのほうにお届けをしておりましたけれども、説明をする中で、条文と説明が相反するところがありました。そこで、訂正の申し出を議長にお願いをしたところ快く受けいただきました。
- その中身についてでありますけれども、4章第5条、反問のことでございますけれども、4章第5条第2項の文中の中に、議論を深める目的で反問することができるという文言があります。そして3項には、同じく特別委員会等への出席を要請された町長等は、議員及び委員会提案に対して反問することができるということでもあります。これはずっと協議してきた結果、この反問というものについての考え方は、質問や提案の要旨を問い直す程度とするというふうに基本的な考え方をつくっていたというふうなことで、思い違いをしていた点で、特別委員会等においても町長の反問権はございませんけれどもというふうな言い方を昨日しているという関係で、本文の条文のほう为正しいというふうに理解をしていただきたく、訂正をしてお詫びするものであります。以上でございます。よろしくお願ひいたします。
- 議長（加計雅章） ここで発言をしたいので、副議長と交代をいたします。（議長自席へ移動）
- 副議長（浜田芳晴） それでは副議長の浜田が議事進行をさせていただきます。18番、加計議員の発言を許します。加計議員。
- 18番（加計雅章） 18番、加計でございます。ただいま辞職をいたしました。再び立候補したいと思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。
- 副議長（浜田芳晴） ただいま議長より辞職願の提出がありました。お諮りします。議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 副議長（浜田芳晴） ご異議なしと認めます。したがって、議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第1 議長の辞職について

- 副議長（浜田芳晴） 追加日程第1、議長の辞職についてを議題とします。地方自治法第117条の規定により、議長の退席を求めます。（議長退場）
- 副議長（浜田芳晴） 事務局に辞職願を朗読させます。事務局。
- 議会事務局長（佐伯孝之） 北広島町議会副議長、浜田芳晴様。議長職の辞職願。私は平成25年3月の議員懇談会で申し合わせのとおり、本日をもって議長職の辞職願を提出いたしました。平成27年3月24日、北広島町議会議長、加計雅章。
- 副議長（浜田芳晴） 加計議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 副議長（浜田芳晴） ご異議なしと認めます。したがって、加計議員の議長の辞職を許可するこ

とに決定しました。(加計議員入場)

お諮りします。議長の辞職に伴い、議長の選挙を日程に追加し、日程第2として、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

○副議長(浜田芳晴) ご異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議題とすることに決定しました。ここで暫時休憩をさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 08分 休憩

午前 10時 23分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長(浜田芳晴) 再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第2 議長の選挙

○副議長(浜田芳晴) 追加日程第2、議長の選挙を行います。選挙は投票により行います。議場の出入り口を閉めます。(議場閉鎖)

○副議長(浜田芳晴) ただいまの出席議員は18名です。次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に2番、中田議員及び3番、久茂谷議員を指名します。それでは投票用紙を配ります。(事務局 投票用紙の配付)

○副議長(浜田芳晴) 念のために申し上げます。投票は単記の無記名です。投票用紙の配付漏れはありませんか。配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。(事務局 投票箱の点検)

○副議長(浜田芳晴) 異常ありませんか。異常なしと認めます。それでは、ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と名前を読み上げますので。順番に投票をお願いいたします。

○議会事務局長(佐伯孝之) 2番中田議員、3番久茂谷議員、4番藤堂議員、5番梅尾議員、6番森脇議員、7番柿原議員、8番室坂議員、9番中村議員、10番伊藤議員、11番真倉議員、12番藤井議員、13番蔵升議員、14番田村議員、15番美濃議員、16番大林議員、17番宮本議員、18番加計議員、1番浜田議員。

○副議長(浜田芳晴) 投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。開票を行います。2番、中田議員、3番、久茂谷議員の開票の立ち会いをお願いします。それでは開票を行ってください。(事務局 開票)

○副議長(浜田芳晴) 選挙の結果を報告いたします。投票総数18票、有効投票16票、無効投票2票です。有効投票のうち、加計議員11票、梅尾議員5票。この選挙の法定得票数は5でありますので、したがって、加計議員が議長に当選されました。議場の出入り口を開きます。(議場の開場)

- 副議長（浜田芳晴） それでは、ただいま議長に当選された加計議員が議場におられます。会議規則第33条2項の規定によって、当選の告知をさせていただきます。ここで加計議員の発言を許します。
- 議長（加計雅章） 皆さん本当にありがとうございました。再び議長に選任をさせていただきます。本当にありがとうございます。目いっぱいこれから先頑張っていきたいと思っております。特に、先ほども申しましたが、これから反問権も出るということでもあります。議会として、もう少し研さんをしていかなきゃいけないだろうと思っております。これには常任委員会はもとより、合同常任委員会においても、我々この北広島町、依存財源が60%、自己財源が約20%。この自己財源20%の約30億、この割り振りが非常に難しい現状というのがあります。この財政というものを我々もしっかりと受けとめながら、事業といえば過疎債、そういった状況の中で、どう組み合わせ、よりよい効果を得られるか、それはむしろ執行部より我々のほうが大勢の町民の皆さんの意見を聞きながら作っていくというほうがすばらしいものができるんじゃないかというふうに思っております。特にこの18名の知恵と皆さんのバックボーンである町民の方とのコンセンサスをとりながらやっていく。ただ、議員として、町民からの要望を何でも軽く受けるというのではなくて、我々自身が少なくとも短期間にその要望に対して答えができる議員にならなきゃいけないというふうに思っております。そのためにも、我々がもっと研さんを重ねて、議論を重ねて、本当の財政とこれからの事業がどう結びつくのかというのを皆さんで一生懸命研さんしていかなきゃいけないというふうに思っております。どうぞ、いろんな不備な点は皆さんの叱咤激励で、特に気がつくところありましたら、どしどし意見を言ってください、おしかりも甘んじて受けようと思っておりますので、どうぞこれから先よろしく願いいたします。本当に今日はありがとうございました。
- 副議長（浜田芳晴） 議長席を交代します。それぞれ議員の皆様ご協力をしていただきまして、誠にありがとうございました。それでは暫時休憩を10分間とらせていただきます。10時55分から再開をさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 43分 休憩

午前 10時 55分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（加計雅章） 休憩を廃し、再開をいたします。浜田議員。
- 1番（浜田芳晴） 副議長の浜田ですが、申し合わせ事項により、副議長を辞職させていただきます。2年間誠にありがとうございました。
- 議長（加計雅章） ただいま副議長より辞職願の提出がありました。お諮りします。副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第3として議題とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。したがって、副議長の辞職についてを日程に追加し、

追加日程第3として直ちに議題とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 追加日程第3 副議長の辞職について

- 議長（加計雅章） 追加日程第3、副議長の辞職についてを議題といたします。地方自治法第117条の規定に基づき、副議長の退席を求めます。（副議長退場）
- 議長（加計雅章） 事務局長より辞職願を朗読させます。事務局長。
- 議会事務局長（佐伯孝之） 北広島町議会議長、加計雅章様。副議長職の辞職願。私は平成25年3月の議員懇談会で申し合わせのとおり、本日をもって副議長職の辞職願を提出いたします。平成27年3月24日、北広島町議会副議長、浜田芳晴。
- 議長（加計雅章） お諮りします。浜田議員の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。したがって、浜田議員の副議長の辞職を許可することに決定をいたしました。（浜田議員入場）  
お諮りします。副議長の辞職に伴い、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに議題とすることに決定しました。暫時休憩をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 58分 休憩

午前 11時 04分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（加計雅章） 再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程4 副議長の選挙

- 議長（加計雅章） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。選挙は投票により行います。議場の出入り口を閉めます。（議場閉鎖）
- 議長（加計雅章） ただいまの出席議員は18名です。次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、4番、藤堂議員及び5番、梅尾議員を指名します。投票用紙を配ります。（事務局長 投票用紙の配付）

- 議長（加計雅章） 念のため申し上げます。投票は単記の無記名です。投票用紙の配付漏れはありませんか。配付漏れなしと認めます。投票箱を点検いたします。（事務局長 投票箱点検）
- 議長（加計雅章） 異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と名前を読み上げますので。順番に投票をお願いいたします。
- 議会事務局長（佐伯孝之） 1 番浜田議員、2 番中田議員、3 番久茂谷議員、4 番藤堂議員、5 番梅尾議員、6 番森脇議員、7 番柿原議員、8 番室坂議員、9 番中村議員、10 番伊藤議員、11 番真倉議員、12 番藤井議員、13 番蔵升議員、14 番田村議員、15 番美濃議員、16 番大林議員、17 番宮本議員、18 番加計議員。
- 議長（加計雅章） 投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。4 番、藤堂議員、5 番、梅尾議員、開票の立ち会いをお願いします。（事務局 開票）
- 議長（加計雅章） 選挙の結果報告をいたします。投票総数18票、有効投票15票、無効投票3票です。有効投票のうち、真倉議員10票、美濃議員5票、以上のおりです。この選挙の法定得票数は5票です。したがって、真倉議員が副議長に当選されました。議場の出入り口を開きます。（議場の開場）
- 議長（加計雅章） それでは、ただいま副議長に当選された真倉議員が議場におられます。会議規則第33条2項の規定によって、当選の告知をいたします。ここで真倉議員の発言を許します。
- 副議長（真倉和之） 皆さんどうもご選任ありがとうございます。先ほど来話がありました地方創生を初め議会の基本条例もでき上がりました。これらを基に議長を助けながら一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、皆さんのご支援をよろしくお願ひしたいと思います。以上であります。
- 議長（加計雅章） 暫時休憩をいたします。11時30分より再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 18分 休憩

午前 11時 30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（加計雅章） 再開をいたします。お諮りします。副議長の決定により、議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程第5として議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。したがって、追加日程第5として議席の一部変更を議題とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第5 議席の一部変更

○議長（加計雅章） 追加日程第5、議席の一部変更を議題とします。現在の1番議席浜田議員が11番議席へ、11番、真倉議員が1番議席へ、以上のとおり、議席の一部変更を行います。次の会議から席の移動を行ってください。暫時休憩をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 32分 休憩

午前 11時 35分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 常任委員会委員の選任について

○議長（加計雅章） 日程第1、常任委員会委員の選任についてを議題とします。常任委員会委員の選任については、北広島町議会委員会条例第7条第4項の規定により、総務常任委員会に、中田議員、藤堂議員、森脇議員、蔵升議員、美濃議員、加計議長。文教厚生常任委員会に、久茂谷議員、梅尾議員、伊藤議員、真倉議員、田村議員、大林議員。産業建設常任委員会に、浜田議員、柿原議員、室坂議員、中村議員、藤井議員、宮本議員。以上のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した方をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定をいたしました。暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 36分 休憩

午前 11時 53分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議会運営委員会委員の選任について

- 議長（加計雅章） 日程第2、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、藤堂議員、大林議員、宮本議員、蔵升議員、伊藤議員、浜田議員、真倉副議長を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した方を議会運営委員会委員に選任することに決定をいたしました。暫時休憩をいたします。午後1時より再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 54分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（加計雅章） 再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議会広報特別委員会委員の選任について

- 議長（加計雅章） 日程第3、議会広報特別委員会委員の選任についてを議題とします。議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、久茂谷議員、梅尾議員、森脇議員、柿原議員、藤井議員、美濃議員、宮本議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した方を議会広報特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。暫時休憩をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 03分 休憩

（委員長、副委員長の互選）

午後 1時 05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~


○議長（加計雅章）再開いたします。先ほど選任いたしました各常任委員会、議会運営委員会、議会広報特別委員会の委員互選による正副委員長の結果が通知されておりますので、ご報告をいたします。総務常任委員会委員長、藤堂議員、副委員長森脇議員、文教厚生常任委員会委員長、大林議員、副委員長久茂谷議員、産業建設常任委員会委員長、宮本議員、副委員長藤井議員、議会運営委員会委員長、蔵升議員、副委員長浜田議員、議会広報特別委員会委員長、梅尾議員、副委員長美濃議員。以上のとおりです。暫時休憩をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 06分 休憩

午後 1時 35分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章）再開いたします。真倉議員。

○11番（真倉和之）2年間続けました広島県後期高齢者医療広域連合議会の委員を辞任します。

○議長（加計雅章）ただいま真倉議員より広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職願の提出がありました。お諮りします。この辞職についてを日程に追加し、追加日程第6として議題とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（加計雅章）ご異議なしと認めます。したがって、真倉議員の広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職についてを日程に追加し、追加日程第6として、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第6 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職について

○議長（加計雅章）追加日程第6、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職についてを議題とします。地方自治法第117条の規定に基づき、真倉議員の退席を求めます。（真倉議員退場）

○議長（加計雅章）お諮りします。真倉議員の広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職を許可することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（加計雅章）ご異議なしと認めます。したがって、真倉議員の辞職を許可することに決定をいたしました。（真倉議員入場）

○議長（加計雅章）お諮りします。真倉議員の辞職に伴い、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第7として議題とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（加計雅章）ご異議なしと認めます。したがって、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第7として直ちに議題とすることに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 39分 休憩

午後 1時 40分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） 再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第7 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

- 議長（加計雅章） 追加日程第7、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、指名については議長による指名としたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選とし、議長が指名することに決定をいたしました。広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に大林議員を指名します。大林議員を広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。したがって、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に大林議員が当選されました。大林議員には、会議規則第33条第2項により当選の告知を行います。ここで発言をしたいので、副議長と交代します。（議長自席へ移動、副議長議長席へ移動）
- 副議長（真倉和之） 18番、加計議員の発言を許します。
- 議長（加計雅章） お許しを得ましたので、発言させていただきます。議長の職務上、総務常任委員会委員を辞任したいと思います。議員各位のご同意をいただくようお願いいたします。
- 副議長（真倉和之） 加計議長の発言は終わります。お諮りします。ただいま加計議長から総務常任委員を辞職したいとの発言がありました。議長の総務常任委員会委員の辞職についてを日程に追加し、追加日程第8として議題といたしたいと思います。ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 副議長（真倉和之） ご異議なしと認めます。よって、議長の総務常任委員会の辞職について、日程を追加し、追加日程第8として議題と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第8 議長の総務常任委員会委員の辞職について

- 副議長（真倉和之） 追加日程第8、議長の総務常任委員会委員の辞職についてを議題とします。地方自治法第117条の規定に基づき、加計議長の退席を求めます。（加計議長退場）
- 副議長（真倉和之） お諮りします。議長の総務常任委員会の辞職を許可することについてご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 副議長（真倉和之） ご異議なしと認めます。したがって、議長の総務常任委員会委員の辞職を許可することに決定しました。加計議長の入場を求めます。（加計議長入場）
- 副議長（真倉和之） 議長を交代します。暫時休憩をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 39分 休憩

午後 1時 40分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（加計雅章） 再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 閉会中の継続審査の申し出

- 議長（加計雅章） 日程第4、閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。先ほど報告いたしました各常任委員会委員長より、所管事務調査について、会議規則第75条の規定により、閉会中も引き続き調査終了まで継続審査としたい旨の申し出がありました。お諮りします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定をいたしました。これで本日の日程は全部議了いたしました。会議を閉じます。平成27年度新年度予算が議決され、北広島町創生元年に向けて努力が求められております。議会としても事業執行には一層の目配りが必要で、議会の責任も問われてまいります。これをもって、平成27年第1回北広島町議会定例会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3時 47分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

北広島町議会議長

北広島町議会副議長

北広島町議会副議長

北広島町議会議員

北広島町議会議員